

米国の税制改革の概要

米国では10月22日、①個人所得税、法人税の税率区分の整理統合と最高税率の引下げ、および②各種優遇措置の廃止・縮小による課税基盤の拡大を骨子とし、③個人部門での減税を法人部門での増税で賄い中期的(5年間)には税収に対し中立的な1986年税制改革法(the Tax Reform Act of 1986)が大統領の署名を得ることにより、正式に法律として発効した(87年1月1日実施)。

今次税制改革は、レーガン大統領が84年1月の一般教書において、2期目の内政最重要課題の1つとして、①税制の大幅簡素化と税率の引下げ、②納税者の負担公平化、③課税基盤の拡大等を柱としたいわゆる「今世紀最大の税制改革」を提唱したことに端を発するものであり、その後昨年5月にこれを具体化した政府案が議会に提出され、長期にわたる審議を経て今般の立法化に至ったものである(85年12月下院案採択、86年6月上院案採択、8月両院協議会にて最終案合意、9月末最終案上下両院通過)。

新税制の概要とその税収に及ぼす影響は以下のとおり。

1. 今次税制改革の概要(別表)

(1) 個人所得税関連

イ. 個人所得税率の引下げ等

個人所得税の税率区分を現行の14~15段階から2段階(15%、28%)に整理統合する^(注1)とともに、最高税率を大幅に引下げる(現行50%)。この場合、28%は必ずしも限界税率ではなく、高額所得者(夫婦合算申告の場合課税対象所得149,250ドル以上)に対しては課税対象所得のすべてに対して28%が適用される(限界税率、平均税率ともに28%)。また、課税対象所得が71,900ドル~149,250ドルの所得者(夫婦合算申告の場合)に対しては、対象所得の一部に対して15%、残りに対して28%で課税されるが、その境界は一定ではなく、所得の大きいほど15%の適用範囲が狭くなっている。適用範囲の狭め方は、このレンジ内の限界税率に5%を上乗せし、33%となるように定められている(なお、所得が149,250ドルに達すると15%の適

用部分がゼロとなり、それ以上は前記のとおり全体に28%、したがって限界税率も28%に戻る)。課税対象所得が71,900ドル以下の場合(同)には29,750ドルまでの部分については15%、それ以上の部分については28%と通常の課税方法。この結果、新税制においては、平均税率は所得の増加につれて15%から28%まで逡増するが、限界税率でみると15%、28%、33%、28%の4段階となり、一部で逆転が生じる。

なお、本措置は87年3月15日から実施となっており、87年については経過措置として11%、15%、28%、35%、38.5%の5段階の税率が用いられる。

ロ. 人的控除額の引上げ等

本人控除、配偶者控除、扶養控除については、現行各1,080ドルを2,000ドルに引上げる(87、88年についてはそれぞれ1,900ドル、1,950ドル)。なお、高額所得者(夫婦合算申告の場合課税対象所得149,250ドル以上)については、所得の増加につれて人的控除を徐々に縮小することにより、減税効果を制限する(この結果、控除がゼロとなるまでの限界税率を33%に引上げ、88年実施)。

一方、現行の老年者(65歳以上)控除および盲人控除は廃止する(老年者、

(注1) 個人所得税率を2区分に整理統合したことは、フラット・タックス型の税体系を連想させ、一見1913年の個人所得税法制定以来遵守されてきた累進課税の原則を大幅に後退させたかたちとなっているが、キャピタル・ゲインに対する優遇措置の廃止などタックス・シェルターの圧縮がなされているため、引続きかなりの累進性が維持されているものとみられる(下記議会試算参照)。

個人所得税の所得階層別減税率(議会試算)

(1988年のケース)

所得	減税率
～ 1万ドル未満	△ 65.7
1万ドル以上	
1 ～ 2	△ 22.3
2 ～ 3	△ 9.8
3 ～ 4	△ 7.7
4 ～ 5	△ 9.1
5 ～ 7.5	△ 1.7
7.5 ～ 10	△ 1.0
10 ～ 20	△ 2.4
20 ～	△ 2.3
計	△ 6.1

盲人に対しては後記ハ. のように課税最低所得<概算控除>の上乗せ加算というかたちで配慮)。

ハ. 課税最低所得(概算控除)の引上げ

概算控除を選択する場合の課税最低所得額を下記のとおり引上げる(88年実施)とともに、このほか、老年者(65歳以上)、盲人については新たに750ドル(夫婦合算申告の場合600ドル)加算する(87年実施)。

	現行制度		新税制
単 独 申 告	2,480ドル	→	3,000ドル
夫婦合算申告	3,670	→	5,000
世帯主申告	2,480	→	4,400

ニ. 各種控除の廃止・縮小

(イ) 共稼ぎ控除の廃止

(ロ) キャピタル・ゲインに対する所得控除(現行60%)の全廃

この結果、キャピタル・ゲインに対しても、他の所得同様一般の個人所得税率が適用される(最高税率28%)。なお、個人所得税率の引下げが遅れる87年についても、キャピタル・ゲインに対する課税は28%が上限とされている。

(ハ) I R A (個人退職年金勘定)への拠出金の所得控除の制限

企業年金に加入している中高所得者(夫婦合算申告の場合調整総所得40,000ドル超)について、I R Aへの拠出金の所得控除を廃止する(その他の点では現行制度<本人分2,000ドル、配偶者分250ドルまで控除可能>を維持)。

(ニ) 企業年金積立金の所得控除の上限引下げ(現行30,000ドル→7,000ドル)

(ホ) 住宅ローン、消費者ローン等の支払利息の所得控除の大幅制限

住宅ローン金利に係る所得控除は、「主たる住宅」および「セカンド・ハウス」の2軒に対してのみ認める(現行では無制限)。また、消費者ローン等その他支払利息については、原則として控除を認めない(投資目的で保有する資産に係る借入金利子に限り資産運用収益の範囲内で控除、現行では原則として全額控除)。

なお、これら利子控除の廃止は5年間に漸次実施する(適用率、87年35%、88年60%、89年80%、90年90%、91年全面实施)。

(へ) 州・地方税の所得控除の制限

所得税 (income tax)、不動産税 (real estate tax)、財産税 (property tax) は引続き控除対象とするが、売上税 (sales tax) の控除は廃止する。

(ト) 医療費控除の縮小

医療費支出のうち所得控除の適用対象を所得の7.5%超部分に制限する (現行制度では所得の5%超部分)。

(2) 企業関連

イ. 法人税率の引下げ等

法人税の税率区分を現行の5段階から3段階に整理統合するとともに、最高税率を大幅に引下げる (46%→34%、87年7月実施)。なお、最高税率の34%が適用になるのは所得7.5万ドル超部分であるが、高額所得企業 (33.5万ドル以上) については、所得全体に対して34%一律課税とする (現行法では所得140.5万ドル以上の企業に対し46%一律課税)。

ロ. 減価償却制度の変更 (図表1)

機械、設備等不動産以外の資産にはおおむね現行の加速度償却制度を維持 (若干加速性を緩和) するが、不動産の償却については加速性を著しく緩和する。

(イ) 機械、設備等

現行の4分類 (償却期間、3年、5年、10年、15年) を6分類 (同3年、5年、7年、10年、15年、20年) に細分化するとともに、償却期間を若干長期化する。一方で、償却方法については償却年数が3~10年の資産について現行よりも一段と加速的な方法を認める (150%定率法→200%定率法、計算方法は図表1注2参照)。この結果、資産によって加速性が緩和されるものと加速性が一段と増すものとが混在するが、総じてみれば加速性が若干失われるものとみられている。

(ロ) 不動産

償却期間を長期化 (15~19年→27.5~31.5年) するうえに、償却方法の面でも加速性を減じる (175%ないし200%定率法→定額法)。この結果、初年度償却率は大幅に低下する (9~13%→3~4%)。

ハ. 投資税額控除 (現行、不動産以外の設備投資額の6% < 3年資産 > ないし10% < 5、10、15年資産 >) の撤廃。

本措置は86年1月にさかのぼって実施するが、85年末で失効する研究開

(図表1)

減価償却方法に関する現行税制と新税制との比較

現行制度

償却年数 分	類	償 却 資 産	償却方法	償 却 率
不 動 産 以 外	3年	自動車、軽トラック、トラクター部品など法定耐用年数が4年以下の機械設備 研究開発用設備	150%定率法	50%
	5年	その他すべての機械設備 法定耐用年数が18年以下の公益事業施設	〃	30%
	10年	法定耐用年数が18年超25年以下の公益事業施設 鉄道用タンク車両	〃	15%
	15年	法定耐用年数が25年超の公益事業施設	〃	10%
不 動 産	15年	低所得者向け住宅	200%定率法	13.3%
	19年	その他すべての建造物	175%定率法	9.2%

新 税 制

償却年数 分	類	償 却 資 産	償却方法	償 却 率
不 動 産 以 外	3年	法定耐用年数が4年以下の資産(自動車、軽トラックを除く)	200%定率法	66.7%
	5年	法定耐用年数が4年超10年未満の資産 自動車、軽トラック、研究開発用設備、コンピュータ制御の電話 交換設備、一部の先端技術利用設備	〃	40%
	7年	法定耐用年数が10年以上16年未満の資産 法定耐用年数の定めのない資産 単一目的の農業・園芸用施設	〃	28.6%
	10年	法定耐用年数が16年以上20年未満の資産 鉄道用タンク車両	〃	20%
	15年	法定耐用年数が20年以上25年未満の資産 下水再利用設備、電話交換設備、双方向通信用設備	150%定率法	10%
	20年	法定耐用年数が25年以上の資産(法定耐用年数が27.5年以上の不動 産を除く) 下水道管	〃	7.5%
不 動 産	27.5年	賃貸住宅	定 額 法	[3.6%]
	31.5年	住宅以外の建造物(法定耐用年数27.5年未満のものを除く)	〃	[3.2%]

- (注) 1. 償却率のうち〔 〕内は定額法による償却率。
2. x%定率法とは、定額法による償却率のx%を償却率とする定率法。

したがって、償却率は $\frac{1}{n} \times \frac{x}{100}$ (n:償却年数)。

発投資に対する特例(過去3年間平均の投資額を上回る部分につき25%の投資税額控除)については、優遇色を若干後退させ20%の税額控除としたうえで、88年末まで3年延長する。

ニ. 貸倒引当金の損金算入の制限

現行では「合理的な範囲内」であれば貸倒引当金の損金算入(無税償却)が認められているが、新税制では具体的に債権の回収が困難になった場合に制限する。

なお、銀行については、現行では課税年度末日現在の貸出残高の0.6%等を引当金として損金に算入することが認められているが、資産5億ドル以上の銀行(約500行)については、不良資産が資本の75%を上回る場合を除き、その特例を廃止する。また、貯蓄貸付組合についても、貸倒引当金の損金算入の上限を大幅に引下げる(課税対象所得の40%まで→同8%まで)。

ホ. 配当金に対する課税強化

支払側の企業については、現行どおり全面課税とし、受取側については、個人(個人所得税における配当控除を廃止)、企業(85%益金不算入→80%益金不算入)とも課税を強化する。

(3) ミニマム・タックス関連

ミニマム・タックス^(注2)の税率を個人、法人いずれについても引上げる(個人20%→21%、法人15%→20%)。

2. 今次税制改革の税収に及ぼす影響

今次税制改革では、個人部門での減税を法人部門での増税で賄うことにより、中期的(5年間)には税収に対し中立的となる姿を想定している(図表2)。

すなわち、個人所得税については、税率引下げ、人的控除引上げ、課税最低所得引上げという3本柱の効果(87~91年度の5年間の税収増減効果△3,638億ドル)から、各種控除の圧縮・廃止等による増税(税制簡素化、公平化の観点)を補ったうえで、全体でもかなりの減税となっている(同△1,219億ドル)。

一方、法人税については、税率引下げによる減税(同△1,167億ドル)が投資税額控除廃止による増税(同+1,187億ドル)でほぼ相殺され、各種優遇措置の圧縮・廃止等による増税分が、全体としての増税につながっている(同+1,203億ドル)。

もっとも、短期的には、各種控除の圧縮・廃止等による増税措置が87年1月1

(注2) ミニマム・タックスとは、タックス・シェルターを利用している納税者に対して、一定以上の節税分に係る所得に低率課税するもの。

(図表2)

今次税制改革による各年度毎の税収増減(△)額(現行比)

〈議会財政委員会試算〉

(単位・億ドル)

年 度	87	88	89	90	91	87～91計	
個人所得税	△ 140	△ 410	△ 379	△ 156	△ 135	△ 1,219	
税率引下げ	△ 169	△ 568	△ 537	△ 390	△ 406	△ 2,071	
人的控除引上げ	△ 134	△ 263	△ 265	△ 277	△ 289	△ 1,228	
課税最低所得引上げ	△ 11	△ 62	△ 83	△ 89	△ 95	△ 339	
共稼ぎ控除廃止	14	60	62	66	70	271	
利子控除の縮小	6	45	63	84	96	294	
売上税控除の廃止	7	49	44	47	49	196	
医療費控除の縮小	2	12	11	13	14	53	
I R A控除の縮小	17	50	52	57	62	238	
失業補償への課税	2	8	7	7	7	32	
受取配当控除の廃止	2	6	6	6	6	26	
減価償却の変更	△ 5	△ 6	5	20	33	47	
投資税額控除の廃止	39	39	47	57	61	242	
交際費控除の制限	5	9	11	13	14	53	
ミニマム・タックスの引上げ	8	39	23	9	3	82	
法人税	252	239	225	234	252	1,203	
税率引下げ	△ 67	△ 201	△ 275	△ 300	△ 324	△ 1,167	
減価償却の変更	△ 33	△ 28	2	44	92	77	
投資税額控除の廃止	188	210	251	256	281	1,187	
研究開発投資の特例	△ 13	△ 11	△ 8	△ 4	△ 3	△ 39	
貸倒引当金 控除の廃止等	一般企業	12	18	17	18	10	74
	金融機関	6	11	12	14	6	50
交際費控除の制限	7	11	13	15	16	62	
ミニマム・タックスの引上げ	31	54	51	45	42	222	
その他とも計	114	△ 167	△ 151	81	120	△ 3	

日から施行されるのに対し、所得税率の引下げ(個人所得税87年3月15日実施、法人税87年7月実施)、課税最低所得の引上げ(88年1月実施)といった減税措置は遅れて実施されるため、87年度については114億ドルの増税が見込まれている。このため、当面の財政収支改善には資するとみられている一方、实体经济に対しては短期的にはデフレ効果を懸念する向きもある。

(別表)

現行税制と新

		現行制度	新税制
個人所得 税 関 連	個人所得税率	14～15区分(11～50%)	2区分(15、28%) <87/3/15日から実施>
	人的控除額* 〔本人、配偶者、扶養家族、 老年者<65歳以上>、盲人 の各項目に該当するごとに〕	1,080ドル	1,900ドル(87年) 1,950ドル(88年) 2,000ドル(89年以降) 高所得者には適用せず(88年から実施) 老年者、盲人に対する控除は廃止
	課税最低所得(概算控除額)* ・単独申告 ・夫婦合算申告 ・世帯主申告	2,480ドル 3,670ドル 2,480ドル	3,000ドル 5,000ドル 4,400ドル } 88年から実施 老年者、盲人については750ドル(夫婦合算申告の場合600ドル)加算
	所得控除 ・共稼ぎ控除 ・住宅ローン利子	実施 全額が控除対象	廃止 「主たる住宅」と「セカンド・ハウス」に係る金利のみ控除対象 <91年までに段階的に実施>
	・その他支払利子 (消費者ローン、オートローンなど)	全額控除 ただし、投資目的で保有する 資産に係る借入金利子については10,000ドル+資産運用収益が 上限	投資目的で保有する資産に係る 借入金利子に限り、資産運用収 益の範囲内で控除(消費者ロー ン金利等の控除は認めない) <91年までに段階的に実施>
	・州・地方税	控除対象	所得税、不動産税、財産税は控 除対象、売上税の控除は廃止
	・キャピタル・ゲイン	60%所得控除 (最高税率20%<所得税50%× 0.4>)	所得控除を廃止 (一般の個人所得税率を適用、 最高税率28%)
	・慈善のための寄付金	全額控除	項目別控除を行う者 全額控除 項目別控除を行わない者 控除対象とせず
	・医療費控除 ・個人退職年金勘定(IRA) への拠出金	所得の5%を超える部分 本人分 2,000ドルまで控除 配偶者分 250ドルまで控除	所得の7.5%を超える部分 本人分 2,000ドルまで控除 配偶者分 250ドルまで控除 ただし、企業年金に加入して いる中高所得者には適用せず
	・企業年金への拠出金	30,000ドルまで控除	7,000ドルまで控除

*印はインフレ調整(前年8月に終わる12か月間のCPI平均の前年比上昇率による)を実施

税 制 と の 比 較

		現 行 制 度	新 税 制
個人所得税関連	税額控除 ・子女等養育費 フリンジベネフィット ・健康保険料の雇用主負担分 失業補償給付	税額控除(養育費の20%、ただし子女等1人の場合最高720ドル、2人以上の場合最高1,440ドル) 非課税 単身者で12,000ドル(夫婦合算申告で18,000ドル)以上は課税	現行制度に同じ 非課税(自営業者についても89年末まで25%分を非課税) 全面的に課税
	法人税率 (最高税率、適用域) 減価償却制度 投資税額控除 支払配当 受取配当 貸倒引当金の控除 〔銀行に対する特例〕 〔貯蓄貸付組合に対する特例〕 石油産業に対する特例 ・減価償却の特例 ・掘削費の損金計上 交際費の所得控除	5区分(15、18、30、40、46%) (46%、所得10万ドル超の部分) 機械、設備等 加速度償却制度 ・資産を4分類、償却期間3～15年 ・150%定率法を採用 不動産 加速度償却制度 ・資産を2分類、償却期間15～19年 ・主に150%定率法を採用 設備投資額の6～10% 〔研究開発投資については25% (85年末失効)〕 全面課税(ただし、個人所得税で受取配当につき100ドルの所得控除を実施) 85%益金不算入 実施(「合理的」な範囲内) 〔課税年度末日現在における 貸出残高の0.6%まで貸倒引 当金とすることを選択可能〕 〔課税対象所得の40%まで貸 倒引当金とすることが可能〕 減損比率法を認める 実施 全額控除	3区分(15、25、34%) (34%、所得7.5万ドル超の部分) 〈87/7月から実施〉 機械、設備等 加速度を若干緩和 ・資産を6分類、償却期間3～20年 ・150%定率法または200%定率法を採用 不動産 加速度を著しく緩和 ・資産を2分類、償却期間27.5～31.5年 ・定額法を採用 廃止(86/1月に遡及) 〔研究開発投資については20% (88年末まで3年延長)〕 全面課税(個人所得税の配当控除も廃止) 80%益金不算入 廃止 〔総資産5億ドル以上の銀行 については原則廃止〕 〔課税対象所得の8%まで貸 倒引当金とすることが可能〕 減損比率法を認める 実施 80%控除
企業関連	ミニマム・タックス	個人20%、法人15%	個人21%、法人20%